

**新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う休校措置について**

日ごろより、本村及び学校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。さて、4月6日より、感染拡大防止の対策を講じながら村内幼・小・中学校で授業を実施してまいりましたが、16日に緊急事態宣言が全国に発令され、翌17日には福島県知事より一斉臨時休業の要請がありました。本村といたしましては、県の要請に応じて下記のとおり臨時休業といたします。

5月7日（木）からは学校再開の予定です。感染の状況等から学校再開日を変更する場合には、改めてお知らせします。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

**1 対象**

- 村内幼稚園、小学校及び中学校

**2 臨時休業期間**

- 令和2年4月22日（水）～令和2年5月6日（水）

**3 臨時休業中の過ごし方、家庭学習等について**

- **感染拡大防止のための休校です。**休校中の過ごし方についてお子様とよく話し合うとともに、特別な事情がある場合を除き、友だちと遊ぶために外出するようなことは控えてください。
- 3つの条件（密閉・密集・密接）を避けた行動をしてください。必要があり外出する際はマスクや手洗い、消毒などを行ってください。
- 家庭学習用の教材をお子様に配付します。計画的に取り組ませ、可能な範囲で保護者の方が学習内容の確認や丸付けなどを行ってください。
- ネットやゲーム、SNS等に偏らず、読書や日記、図画工作、運動など、時間を有効に活用した時間を設けてください。
- 規則正しい生活を心がけ、家庭内でも役割を与えて生活をさせ、生活リズムが崩れないよう配慮してください。
- お子様やご家族の検温をお願いします。万が一、お子様やご家族の方が新型コロナウイルス感染症に罹患した診断を受けた場合、濃厚接触者に特定された場合や疑いがある場合には、速やかに学校へご連絡ください。
- 医療従事者やライフライン関係者、ひとり親家庭等、やむを得ず預け先がない児童・生徒については、午前中、学校・園にてお預かりすることができます。学校・園までご相談ください。

**4 放課後児童クラブ・放課後子ども教室・預かり保育について**

- 今回は、医療従事者やライフライン関係者、ひとり親家庭等、やむを得ずお子様を看護する方がいらしゃらないご家庭のみの利用とします。
- 放課後児童クラブ…入級されている家庭で上記家庭のみ 12:30～18:30 まで  
※ 詳しくは、住民福祉課（82-2115）までお問合せください。
- 放課後子ども教室…上記に該当する家庭のみ 12:30～18:00 までの休日や祝日を除く平日に「各学校」開設 ※ 詳しくは、生涯学習係より配付した文書をご確認ください。
- 預かり保育…上記に該当する家庭のみ 時間については園とご相談ください。
- 風邪の症状や熱のある場合は利用できません。

**5 その他**

- 体育館の開放はしません。健康維持ため校庭で軽い運動をすることはできます。
- 休校期間中の部活動は一切行いません。
- 休業期間中、学習指導や状況把握のために電話や家庭訪問を行う場合があります。
- 休校中の連絡については、メールや学校のホームページ等でご連絡いたします。

（お問合せ：学校教育課 電話 82-2118）